社說

進歩黨の擧動

今囘進歩黨が政府に迫りて實行を要求したる條件は都合五箇條のよし同黨眞味の新聞紙の所報に據れば左の如し

一 非立憲動作は斷じて爲さゞる事を誓はしむる事

一 内閣の統一を期するが爲めに異分子を淘汰する事

一 財政を整理し經費を節減するが爲め豫算の再調査を爲す事

一 臺灣統治の方針を變更し弊政の根本的革新を圖る事

一 會計檢査院長の行爲を處分する事

第一に非立憲動作とは如何なる事實を指すものなるや現政府に斯る動作ありしが故に今後を警しむるの意味か將た實際に其事なしと雖も若しも有りては大變なりとて豫め警戒を爲さしめんとの意味か甚だ分明ならず或は彼の臺灣總督府の高等法院長免職の事實の如きは同黨の非立憲的動作と認むる所にして既往の事は致方なけれども今後は斷じて斯る動作を爲さしめざるの意味なる可しと言ふものあり果して然らんには何ぞ其緩慢なるや我輩に於ては本來彼の如き事實に重きを置かざるものなれども立憲的動作を以て自から任ずる進歩黨が自から非立憲と認めたる其事實を看過して今後さへ嘗しめば依然進退を共にす可しと云ふ其自任の薄きに驚かざるを得ざるなり次に内閣統一の爲めに異分子を淘汰す可しとは兼て新聞紙上なぞに云々したる所謂[illegible]なるものを退けて同臭味の者を入れんとの趣意なる可し甚だ好しと雖も本來異分子とは自黨と主義を異にするの意味ならん果して然らば所謂非立憲的の動作を慎じたる張本人の如きは異分子の最も大なるものにして一日も内閣に置く可らざるものなり然るに其張本人は單に今後を警しむるのみにして實際には居るも居らざるも大體の方向に妨なき伴食の連中を排斥せんとす何ぞ其大なるものに寛にして小なるものに酷なるや第三に財政を整理し經費を節減するが爲めに豫算の再調査を爲す可しと云ふ是れぞ要求中の大眼目にして最も重き所なれども其の節減、如何にも立派なる立言にして識人も異議はなき所なれども彼の進歩黨が今日と爲りて斯る要求は寧ろ自家撞着の感なきにあらざるか彼の農商務省が率先して官制改正の際に局長の地位を進めたるが如き又勅任參事官なる者を新設したるが如き亦に外務省の外交機關を擴張して大に[illegible]を增加するの計畫の如き孰れも同黨員の[illegible]したる所ならん否な自から主張したる所にして是等の事實に徴するも今日の實際に經費の增加は何から止む可からざるの必要を知るに難からず然るに節減の目的を以て今更ら豫算の再調査を云々するが如き其結果果して何くに在るや如くなれども所謂[illegible]の[illegible]增稅の一事に在るが如くなれども所謂[illegible]增加の結果は是非とも增稅の決斷に出でざるを得ざるに切なるとにして何人をして局に當らしむるも[illegible]は之を斷じて可からず政府の事を助くると稱する進歩黨が增稅に反對とは誰さを責むるものにして[illegible]りに空々しき擧動なりと云ふべし次事に臺灣[illegible]は甚だ同意なれども會計檢査院長の處分とは何事ぞや院長の處置は[illegible]を誤まるみとも知らんなれども今の憲法の精神より云へば院長の地位は行政官の[illegible]に然るに政府をして之を處分せしめんとするは恰も自から非立憲的の動作を敢行するものに非ずんか是れ又自家撞着を免れざるが如し右の如く單に要求の個條に就て見るときは恰も小兒の戲言に等しきが如くなれども叙實際に黨員擧の魂魄を察すれば決して斯る單純のものに非ずして其の[illegible]の所在は自から明白なるものあり即ち政府の近狀を見れば甚だ不決斷にして自から宣言したる行政整理の實行も覺束なく世間の耳目を新にするの擧動としては一として見る能はざるに拘はらず今度の議會に增稅案を提出の覺悟なりと云ふ進歩黨より見るときは暴動より結託を云々して然かも其擧動を監督す可しと公言したる其政府が政黨の申分を容るゝには甚だ客なる其上に年來の[illegible]なる增稅案さへ提出とありては所謂監督者の身分として世間に對して申譯けある可らず折しも議會の開期切迫して政府に於ても[illegible]多數を得るの必要を感ずるみを好機會なれ他の嗣味に乘じて思ふ存分に切込み自黨の勢力を政府部内に伸張して立脚の地を固む可しとの下心より今度の要求に及びたるみとならん即ち其條件は表面上の日實にして實際の目的は勢力伸張の一事に在るみとなるみを好機會なれ他の嗣味に引上、無理もなき次第にして敢て怪しむに足らざれども其精神果して此邊に存するみとならんには其手段は甚だ拙なりと云はざるを得ず政府に於ても目下切迫の場合に味方の多數を失ふは容易ならざる次第なれば漫に其要求を拒絶するみとはなからんなれども政府の眞相を察すれば近來跋扈する政黨の魔味を帶びたるが如くなれども内心深き處には別に自から頼む所のものありて政黨結託の如き單に一時の便宜の爲めに[illegible]されば若しも黨員の輩が要求の條件を條列して是れは云々せよ彼れは云々す可しとて飽くまでも表面より迫るみともわらんには忽ち其意處に飼れ政黨風情の輩に堂々たる大政府の體面を屈するが如き斷じて爲す能はざる所なりとていよ〳〵本音を現はすに至るやも知る可らず斯くの如きは俗に云ふ藪蛇の愚を演ずるものと云はざるを得ず或は實際には政府の輩も漸く老却して亦往年の勇氣なく目下の無事を事一として成る可く其要求を容るゝの方針に出でんには自他の仕合なれども要求の條件は眞實無理の注文にして如何に寛大の度量を以てするも悉皆その注文に應ずるみとは實際に望む可らず左れば事の成行を想像するに政府に於ても斷然拒絶の勇氣なく又進歩黨に於ても飽くまでも要求を主張するの不利なるを悟りて愛に眞方の讓歩と爲り大抵の處にて折合を告ぐるみとせんか誠に目出度き次第なれども扨その結果を如何と云ふに世間の見る所に於て政府は黨員の强迫に遭ふて他に歩を讓りたるの觀あると同時に進歩黨は正々堂々要求の條件を條列しながら單に其一部分を採用せられて忽ち膝を折りたるの觀は免かる可らず共に一般の信用を損するのみにして實際の所得は其眞動の大なるに比して甚だ小なるの結果を見るみとならん愚ふに進歩黨は斷に政府と結託の實を成して然かも議會に多數を制するみとなれば此切迫の場合に際し政府に對して勢力伸張の道を得んとならば運動の手段も多々にして自から目的を達するの望なきに非ざるに然るに事茲に出でず表面に不運の條件を條列して大聲疾呼徒に世間の耳目を驚かしながら假令ひ政府をして幾分か讓らしむる所あるも其結果は双方の信用を薄うするのみにして實際の所得は案外小なる可しと云ふ精神の誤れるに非ず暴動の拙なるが爲めなり今の政黨の運動尙ほ若しと云ふ可きのみ

○日本の運輸

交通事業（十九）

時間の錯誤と衝突の責任

以上九箇條は鐵道旅行に於て起る普通の損害なれども鐵道會社は尙ほ此外に時間の錯誤と列車の衝突より來る損害及び死傷等に就ても重大の責任あり依て是れより其例を述べんに

（十）鐵道會社の公示せる列車發着の時間表は公衆に對する約束書にして其公示せる時間通りに發着するの實績にて切符を發賣するものなるが故に會社の過失怠慢により此發着を誤るときは其損害を賠償するの責任あり殊に毎朝或は毎夕等發着又は市場に出る商人を目的として出だせる列車は發着の時間を嚴守せざる可からず曾て〆ーク、レーンの穀物市場へ毎朝一番汽車にて出張する商人あり鐵道會社より月極めの切符を賃求し置きたりしに一日鐵道會社發車の時刻を誤りて一番汽車と二番汽車と同時に出したる爲め商人に訴へられて十磅（百圓）の賠償金を課せられたり

又毎朝五時十分の汽車に乘りて工場に赴く職工あり[illegible]に一日鐵道會社は業告せずして其列車を八時まで遲らしめたる爲め職工は告訴して六志、六片（三圓二十五錢）の賠償を得たり

（十一）鐵道會社が各社聯絡の時間を誤りて旅客に損害を蒙ぶらしめたる時も其責任あり或人ピーターボーよりホールに赴かんとして時間表を見るに午後七時に着すれば途中にて一度乘換へ夜中十二時に到着する割合なるを以て切符を求め乘込みたるに何ぞ圖らん途中乘換の停車場に到れば聯絡の列車は數日前に廢止せる爲め空しく一夜を其宿に明かしたるより鐵道會社を訴へ旅宿料其他を賠償せしめたり

又或人バッヂントよりブリッヂノルスまで旅行せんが爲め上等列車に乘込み途中乘換に到りたるに接續の列車は既に發車したる後なるを以て間に合はず其次の列車に乘り込みしも之に就上等車なく加ふるに貨物車と聯結したる運力遲き列車なる爲め非常に困れて目的地に達せざるを憾りて訴へ出で二磅（廿圓）の賠償を得たり

又或者は家族を携へて旅行せるに其列車は常に止まる可き地より四哩前の停車場にて止まりしが爲め一同雨を犯して歩行し之が爲め風を引きたりとて療治代其他の損害を會社に拂はしたり

抑是よりは列車の衝突より來る損害に就て述べんに元來鐵道の運轉は牛馬と異り決して自動のものに非ずして人間の指揮監督に依て然かも職員に數多の人員を要するが故に會社の過失怠慢も如才なく衝突の事實を施し負傷者の多からざるが爲めなり今の政黨の運動尙ほ若しと云ふ可きのみ

（十二）一人の職員の動を受けて其身體に[illegible]けられ殊に頭部を[illegible]め一時夢中にて[illegible]旅宿にて費生[illegible]て金子二十磅（[illegible]）に依り負傷者は記したる證文に裏面にみそ現は爲め病院再發し入ある營業を[illegible]に法廷に訴へたるす可しと命ぜらるゝ又之と同樣なる醫師は鐵道輕小なるを保證賠償にて滿足を再發したるを口要求を爲し結局り故に負傷の當賠償金は後日更る可し

以上陳る所は英國らしめたる損害に[illegible]なれども叙其賠償[illegible]あるやいふに左[illegible]（一）は負傷のみして治療代、[illegible]に起る可き損害[illegible]るものなり其一業を廢するに至[illegible]高圓）と打算し[illegible]六千磅（十六萬圓）[illegible]（二）は負傷に依[illegible]にして一千八百[illegible]りて定められた[illegible]するに賠償金要求[illegible]被害者の後見人[illegible]する事者し是等の[illegible]の觀戦より死傷[illegible]損害の賠償[illegible]戦戦が受け得可[illegible]び子孫、祖父母[illegible]たる近親にして[illegible]夫妻は之を受くる[illegible]賠償金と[illegible]するを得物年者の